

第一薬科大学実験動物施設利用の手引き

第3版

(平成26年3月)

第一薬科大学実験動物施設利用の手引き

平成 26 年 1 月 22 日作成

I. 動物施設利用の原則と登録

本利用案内は、第一薬科大学実験動物施設（以下実験動物施設という）の円滑な管理・運営と利用者相互の便宜を図るために、実験動物施設利用に当たっての細目について定めたものである。利用者は、第一薬科大学の共同利用施設であることを認識し、本利用案内に従って行動するものとする。

1. 利用者の原則

本実験動物施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- 1) 本学が実施する所定の講習会、教育訓練を受けた本学職員（本学の各研究室に所属する教育職員、派遣職員、研究生）並びに学生。
- 2) その他、本学教員と共同研究を行い、かつ本学が実施する所定の講習会、教育訓練を受けた本学職員外者。

2. 利用者の登録と利用許可

- 1) 実験動物施設の利用者は、予め第一薬科大学動物実験委員会（以下、動物実験委員会という）が実施する講習会を受講することにより登録が完了し、実験動物施設の利用者となることができる。
- 2) 本学の動物実験委員会で承認された「動物実験計画書」に明記された本学職員あるいは本学職員外者は、実験動物施設への入出を開始することができる。

<登録から利用者になるまでの過程、教育訓練など>

○本学職員の利用

1. 研究室単位で少なくとも 1 週間以上の教育訓練を行う。またこの間、指導出来る職員が必ず入退出に帯同する。
2. 入退出の際は、氏名、所属を本実験動物施設入り口に設置の利用記録簿に明記する。
3. 教育訓練期間、実験動物施設の施設内（飼育室、洗浄室、実験室、準備室等）では、必ずしも指導できる職員が常駐する必要はないが、常駐しない場合は事故などが起ら

ないよう指導し、内線や携帯電話等での緊急連絡方法を確認しておくこと。また、実験終了時に、職員は後片づけを確認すること。

4. 教育訓練終了後、1人で実験動物施設へ入出できる。

○研究生、アルバイト学生を含む全ての学生及び本学職員以外者の利用

1. 実験動物施設の入退出には本学職員が必ず同行する。

2. 利用者の氏名（学生の場合は学年と学籍番号も併記）、所属、使用期間を実験動物施設入り口に設置の利用記録簿に明記する。

3. 学生利用者には、教育訓練期間を設けないが、研究室単位で責任をもって教育・指導を行う。

4. 本学職員以外の研究者には、本学職員と同様に研究室単位で責任をもって、少なくとも1週間以上の教育訓練を行う。

5. 本学職員以外の研究者が実験動物施設内の機器等を破損、又はその他の問題を起こした場合、本学職員の共同研究者がその全責任を負うこととする。

6. 実験動物施設内（飼育室、洗浄室、実験室、準備室等）では、必ずしも職員が常駐する必要はないが、常駐しない場合は事故などが起らないよう指導し、内線や携帯電話等での緊急連絡方法を確認しておくこと。また、実験終了時に、職員は後片づけを確認すること。

II. 実験動物施設利用に際して

1. 実験動物施設への入退出

実験動物施設の入退出は次のとおりとする。

1) 実験動物施設の利用者は出入り口より入退出する。（動物の搬入出を行う際も同様である。）

2) 入り口内の下足交換場所にて、実験動物施設備え付けの上履きに履き替える。

3) 実験動物施設内に設置した利用記録簿に必要事項を記入する。

4) 手指消毒器で手指を消毒する。

5) 実験動物施設用の実験着に更衣する。

※実験動物施設用実験着についての注意

実験動物施設利用の各研究室が、研究室名を記入した実験着及びハンガーを準備し、

各研究室が準備した実験着及びハンガーは、各研究室で管理すること。また、実験着が汚れたら直ぐに洗濯して清潔を保ち、同じ実験着を1週間以上ハンガーに掛けないこと。

6) 退出時は、逆の順序で行動する。

2. 実験動物の検収及び検疫

1) 実験動物施設内に実験動物を搬入する際（再搬入も含む）には、実験動物施設入り口にて所定の検収及び検疫を行う。

2) 検収及び検疫では、実験動物の数、大きさ、動態等を観察し、不適あるいは他の実験動物に影響を及ぼすと判定された実験動物については、しかるべき処置を講じて搬入しない。

3) 実験動物の搬入時あるいは飼育中に実験動物施設の利用者が、死因不明及び感染症の疑いのある実験動物を発見した場合は、速やかにしかるべき処置を講じ、その旨を本学動物実験管理運営委員長に報告しなければならない。

4) これを受けて本学動物実験管理運営委員長は、速やかに実験動物委員会を開催しその処理・対応にあたる。

3. 実験動物の搬入出・再搬入

1) 実験動物を搬入出するときは、実験動物搬入出記録簿に必要事項を記入する。

2) 実験動物搬入出記録簿には、動物種（マウス、ラット等）、搬入出日を記載する。

3) 実験動物施設外に持ち出された実験動物の再持ち込み（再搬入）は、原則として禁止する。但し、実験上やむを得ない場合には、本学動物実験管理運営委員長に報告し、委員長は、速やかに実験動物委員会を開催しその是非の審議にあたる。

4. 飼料及び床敷

1) 飼料及び床敷は、各研究室単位で用意・保管すること。

2) 餌入れ、床敷入れを行った後は、その周りの清掃すること。

3) 実験動物施設の使用後は、各自必ず全体的な清掃をすること。

5. 飼育室、飼育器具・機材の管理とその分担

- 1) 実験動物施設の利用者全員が責任を持って各動物飼育室の管理を行う。
- 2) 実験動物施設外に飼育器具及び機材類を持ち出すことは禁止であるが、一時的な持ち出しは、本学動物実験管理運営委員長の許可が得られれば可能である。
- 3) 飼育に使用する全ての器具及び機材類は実験動物施設で洗浄、消毒及び滅菌する。
- 4) 持ち込み器具・機材については、所有する研究室名を明記すること。
- 5) 各研究室所有のケージについては、その保管個数を明らかにし、破損した場合は各研究室が常に補充する。

6. 洗浄器（洗浄シンク）について

汚物の洗浄方法

ケージの汚物は、床敷と共に透明のビニール袋に入れて、ケージをある程度きれいにしてから、洗浄シンク（ステンレス製）で十分に洗浄すること。使用した洗浄シンクは、きれいに清掃しておくこと。また、床敷と共に透明のビニール袋に入れた汚物は、焼却処理するまで保管する。

器具の乾燥、保管等

使用した器具を洗浄シンクで洗浄し（必要があれば、蒸留水でさらに洗浄する）、乾燥後目視して水分がなければ所定の場所に片づける。

7. 動物、汚物・塵埃の処償と廃棄

- 1) 実験終了後不要になった実験動物は、各自が提出している動物実験計画書に従って安楽死の処置を行う。
- 2) 実験動物の死体は新聞紙等できるまず、透明でないビニール袋にそのまま入れて実験動物施設内のディープフリーザーに安置する。
- 3) ディープフリーザー内に安置された実験動物の死体の廃棄は、基本的には年1回、年度末（3月の中旬頃）に委託業者（井ノ口商会、TEL：092-671-3895）によって行われる。

但し、早期にディープフリーザー内に安置された実験動物の死体が満杯になった場合は、これを本学動物実験管理運営委員長に連絡し、許可が得られれば引き取り業者への廃棄がその都度可能である。

- 4) 動物飼育、実験・処置に付随して生じた汚物・塵埃は透明のビニール袋に回収し、保管して適宜焼却する。
- 5) 使用済みの注射針、縫合針等は必ず専用の容器内に回収し、研究室毎に特定の回収廃棄業者に依頼して廃棄処理をすること。

8. その他

実験動物施設内での清掃について

- 1) 大掃除を年 1～2 回実験動物施設使用登録者全員で実施する。
※基本的に臥夏期休暇前と年末に実施する（可能な限り実験動物施設使用登録者全員の日時調整後に実施する。）。
- 2) 実験動物施設使用を登録している研究室単位で、一月に一回の清掃を行う。

換気フィルター

一月に一回の定期的な清掃を行う。

給水・排水

- 1) 給水を使用しないときは、バルブ栓は閉めておくこと。
- 2) 自動給水装置のフィルターは定期的に取り換える。

消毒方法

- 1) 年 1 回実験動物施設内の消毒を実験動物施設使用登録者全員で実施する。
- 2) 300 倍希釈のピューラックス（6%次亜塩素酸ナトリウム）、50～200 倍希釈のハイアミン（10%塩化ペンゼトニウム液）及び 400～1400 倍のマイクロクリーン（1.75%有効ヨウ素）の 3 種類の消毒剤を使用して消毒を行う。
- 3) 1 種類の消毒剤を使用して 1 日後、水で洗い流して新たに次の消毒剤を使用する。

9. 実験動物施設利用の制限又は禁止

実験動物施設使用登録者が利用案内を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼした場合、本学動物実験管理運営委員長はその利用者に注意を与え、さらに実験動物施設利用の制限又は禁止の措置を講ずることができる。

10. 実験動物慰霊祭

毎年 11 月の第二土曜日に実験動物慰霊祭を開催する。

